

盛土規制法手続きに係る自己申告シート

【本シートの利用について】

- ・長崎県における盛土規制法の運用開始日は令和7年5月23日です。
- ・建築確認申請では、盛土規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項は建築基準関係規定であることから、建築基準法施行規則1条の3で、当該法の規定が適用される建築物にあっては「当該法の規定に適合することを証する書面」を添付することが定められています。

○確認申請等に添付する書類については、以下のとおりとしてください。

- 1.盛土規制法の許可・届出が必要な場合は、当該許可書等の写しを添付してください。
- 2.盛土規制法の許可・届出対象となる宅地造成等がない場合は、盛土規制法施行規則第88条の規定に基づく「宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明書」を添付してください。ただし、下記の規模に該当する工事については、原則、この自己申告シートを証明書に代えて添付するものとします。

設計者の責任において許可対象となる宅地造成等の有無を確認し、このシートを作成して下さい。

○なお、記載内容に疑義がある場合、あらためて証明書の添付を求める場合があります。

○盛土規制法による許可、届出が必要となる工事の規模は裏面をご参照ください。

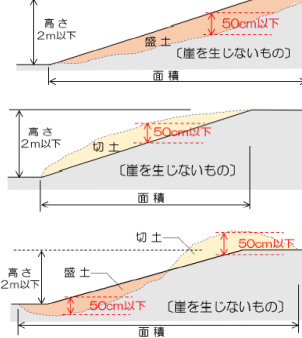
記

建築主事 あて

作成日：

年 月 日

下記のとおり宅地造成等に関する工事について申告します。この書類の記載事項は、事実と相違ありません。

建築主	住所		
	氏名		
申請地	地名地番		
作成者	設計事務所名		
	作成者名		
チェック項目		宅地造成の内容	チェック欄
①	造成の有無	今回の計画にあたり盛土又は切土を一切行わない。また、令和7年5月23日以降に盛土又は切土を行っていない。	☐ はい ☐ いいえ
※①が「はい」の場合、②、③のチェックは不要です。このシートを建築確認申請に添付してください。			
②	造成面積	建築確認申請の敷地面積の合計が500㎡以下である。 ※近隣地も一体的に造成した場合は、その合計面積が500㎡以下である。	☐ はい ☐ いいえ
③	盛土または切土をする高さ	高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えない工事である。 ※「崖」とは地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの。 	☐ はい ☐ いいえ
※②、③の両方が「はい」の場合、このシートを建築確認申請に添付してください。 ※②、③のいずれかが「いいえ」の場合、盛土規制法施行規則第88条の規定に基づく証明書を添付してください。 詳細は、長崎県土木部盛土対策室と協議してください。			